

6次産業化・地産地消推進助成金 (随時申請可)

産業部商工課
0225-95-1111(内線3524)

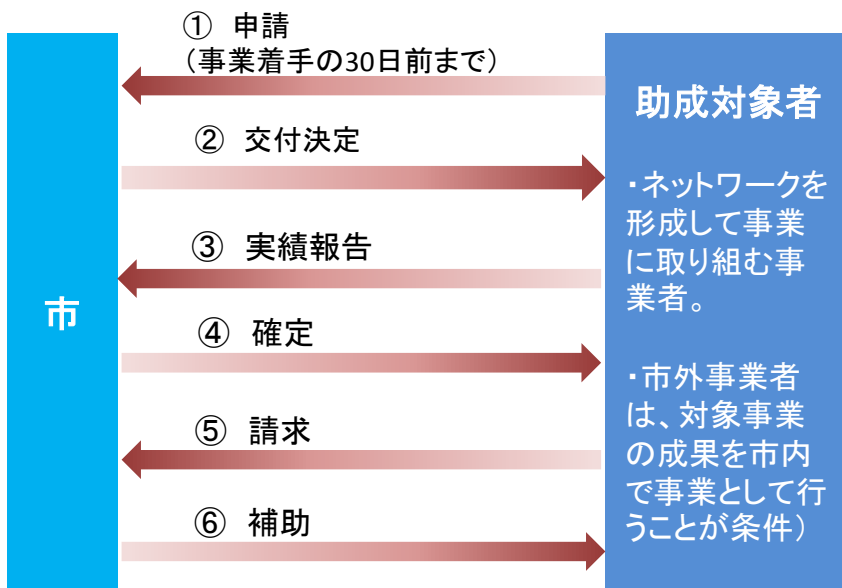
事業の内容

事業目的・概要

農林漁業者と地域の様々な事業者との連携を強化し、創意工夫による地域資源の高付加価値化を図るため、1次産業を営む事業者と、2次産業、3次産業を営む事業者がネットワークを形成して取組む新商品開発や新ブランドの確立等を支援します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

・施設設備事業は一事業者につき1回が限度



事業イメージ

1. 新商品開発事業(3/4補助 上限50万円)

・1次産業を営む事業者と、2次・3次産業を営む事業者がネットワークを形成して、新商品の開発やブランドの確立を行う事業

2. 販路開拓事業(3/4補助 上限50万円)

・1次産業を営む事業者と、2次・3次産業を営む事業者がネットワークを形成して、新たなマーケティング手法を用いた販路開拓、地産地消の推進等を行う事業

3. 施設設備事業(1/2補助 上限200万円)

・「総合化事業計画」の認定を受けた農林漁業者団体又は「農商工等連携事業計画」の認定を受けた中小企業者が加工・販売施設等の整備を行う事業

	市内事業者	市外事業者	○:ネットワークの構成要件で助成対象 ×:ネットワークの構成要件とならない △:ネットワークの構成要件となるが、助成対象外
1次産業	○	×	
2次産業	○	△	
3次産業	○	△	

対象期間

交付決定を受けた年度の属する3月31日まで